

議会議案第 5 号

鎌倉市議会ハラスメント防止条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市議会ハラスメント防止条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

提出者	鎌倉市議会議員	藤 本 あさこ
同	同	上 細 川 まなか
同	同	上 上 野 学
同	同	上 水 上 武 史
同	同	上 武 野 裕 子
同	同	上 小野田 康 成
同	同	上 中 村 てつや
同	同	上 池 田 実
賛成者	同	上 大 石 香

(提案理由)

カスタマー・ハラスメントに関する事項を追加するため、規定の整備
を行うものである。

鎌倉市議会ハラスメント防止条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会ハラスメント防止条例（令和7年10月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 議員接触者 議会活動又は広聴、調査、活動報告その他の議員活動に関して議員と接するすべての者をいう。

第2条第5号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) ハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。

ア 議員等により行われるハラスメント

(ア) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の議員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

(イ) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、議員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、議員等の人格若しくは尊厳を害し、又は議員等の職場環境を害することをいう。

(ウ) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。

a 議員等に対する次に掲げる事由に関する言動により当該議員等の職場環境が害されること。

(a) 妊娠したこと。

(b) 出産したこと。

(c) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

(d) 不妊治療を受けること。

b 議員等に対する妊娠、出産、育児、介護若しくは不妊治療に係る通院等に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該議員等の職場環境が害されること。

(エ) その他のハラスメント (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、職場において行われる業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動により、議員等に精神的若しくは肉体的苦痛を与え、又は職場環境を害することをいう。

イ 議員接触者により行われるハラスメント

- (ア) カスタマー・ハラスメント 議員接触者からの言動であって議員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、議員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、議員の人格若しくは尊厳が害され、又は議員の勤務環境が害されることをいう。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 議員接触者が議員に対して行うハラスメント

第4条に次の1項を加える。

- 2 議長は、カスタマー・ハラスメントの防止等に関する取組を推進するため、具体的な判断基準及び対応手順を定めた指針を策定し、これを公表するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

(カスタマー・ハラスメントに対する措置)

第6条の2 議長は、相談窓口からカスタマー・ハラスメントに関する報告を受けた場合は、調査を実施し、組織的対応や再発防止のための必要な措置を講ずるものとする。

第7条第1項中「からハラスメント」の次に「(カスタマー・ハラスメントを除く。)」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われたハラスメントについては、なお従前の例による。